

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">青森県林業・木材産業改善資金貸付規則</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後平成三十二年三月三十一日までに貸付けを受ける貸付金についての第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「十年以内」とあるのは「十三年以内」と、「十二年以内（」とあるのは「十五年以内（第一号、第三号及び第四号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては十二年以内、」と、「十五年」とあるのは「十八年」と、同条第四項中「三年」とあるのは「六年」と、「前項第一号、第四号、第五号及び第八号」とあるのは「前項第一号及び第四号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては五年以内、同項第五号及び第八号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。</p> <p>3 第二条第三項第二号に掲げる資金であつて森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十七条第四項に規定する林業経営者に対して貸し付けるものについての第二条第三項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。</p>	<p style="text-align: center;">青森県林業・木材産業改善資金貸付規則</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後平成三十一年三月三十一日までに貸付けを受ける貸付金についての第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「十年以内」とあるのは「十三年以内」と、「十二年以内（」とあるのは「十五年以内（第一号、第三号及び第四号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては十二年以内、」と、「十五年」とあるのは「十八年」と、同条第四項中「三年」とあるのは「六年」と、「前項第一号、第四号、第五号及び第八号」とあるのは「前項第一号及び第四号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては五年以内、同項第五号及び第八号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。</p>